

藤丸百貨店発行の商品券をお持ちのお客様へ

## 各種商品券の利用終了についてのお知らせ

この度、藤丸百貨店の令和5年1月31日営業終了に伴い、株式会社藤丸にて発行いたしておりました各種商品券の利用を以下の通り終了させていただきます。当該商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までご利用頂きますようお願い申し上げます。

商品券名	券面	利用終了日
藤丸商品券		令和5年 1月31日(火)
藤丸発行の 全国百貨店 共通商品券		令和5年 1月31日(火)

なお、上記期限までに使用されなかった商品券につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻を予定しております。お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申し出期間内にお申し出頂きますようお願い申し上げます。期間内にお申し出が無い場合は、当該払い戻しの手続きから除斥されることとなります。

### 記

払戻を行う発行者	株式会社藤丸	
払戻対象	藤丸商品券	藤丸発行の全国百貨店共通商品券
払戻申出期間	令和5年2月1日(水)～令和5年4月30日	
申出方法	郵送対応とさせていただきます。 電話お問合せ窓口にて手続き方法のご案内を致します。	
お問合せ先	株式会社藤丸 商品券払戻窓口 電話 0155-27-3550	
払戻方法	商品券及び返金依頼書を受領後、ご指定の口座へのお振込対応となります。	

以上